

賃金の法律実務

～賃金の支払い等について実務のポイントを詳しく解説～

労働者にとって生活の原資になる賃金は、最も重要な労働条件の1つであり、労働基準法などの法律により細かく規定が設けられ労働者が手厚く保護されておりますが、労働時間などと同様に複雑なため、経営者や労務担当者が正しく理解していないことにより労使間でトラブルとなり、大きな問題となることも決して少なくありません。労働者が労働基準監督署に法律違反として申告し処理を行った事案の76%(令和4年:東京労働局)が賃金不払いに係るものとなっております。

本講習会では、重要な労働条件の1つである賃金支払い等の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、元労働基準監督官の特定社会保険労務士が詳しく解説を行います。

日時	令和6年10月10日(木) 13:30～16:30 開場・受付開始 13:00
場所	一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター 港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
内容	(1) 賃金とは(①賃金の範囲、②平均賃金) (2) 賃金支払いのルール(①5原則、②口座振り込み、③控除協定、④端数処理) (3) 最低賃金(①算入される手当、②時間給以外の賃金との比較、③都道府県をまたぐ出向者・派遣労働者の最低賃金、④直近上位の事業場が適用事業場となる労働者の最低賃金) (4) 割増賃金(①割増率、②算定基礎に入るもの、③計算方法、④歩合給の割増賃金) (5) 同一労働同一賃金 (6) その他(①賞与、②退職金、③休業手当など)
講師	田原 さえ子 氏 (特定社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、元労働基準監督官)
参加費	会員 5,500円 会員以外 7,700円(資料代含む) 消費税非課税事業者次の口座に10月3日(木)までにお振り込みください。 みずほ銀行渋谷支店 普通 0206823 渋谷労働基準協会 お申込み後の取り消しは10月3日までをお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。
申込方法 申込先	定員30名 裏面申込書にご記入のうえ、10月3日までにFAXでお申し込みください。受講番号を付して返信いたしますので、当日受付に提出してください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鶯谷町19-19 ソフィアハウス2C号室 TEL:6416-3720 FAX:6416-3721
その他	この講習は、渋谷、三田、大田、品川、新宿労働基準協会の共催により開催し、幹事は三田労働基準協会です。

「賃金の法律実務」

申込書兼参加票

令和6年10月10日(木) 13:30～16:30 開場・受付開始 13:00

会員の別	○を付けてください。 渋谷・三田・品川・大田・新宿・池袋・会員以外	
事業場名		
所在地	〒	
連絡担当者	部署	TEL
	氏名	FAX
受講者	氏名（フリガナ）	受講番号
受講者	氏名（フリガナ）	受講番号

返送 FAX 番号：6416－3721
(渋谷労働基準協会)

注：◆返信された参加票を持参し、受付にご提出ください。

◆個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。

三田労働基準協会 1階研修センター

《会場案内図》

港区芝 4-4-5

TEL:3451-0901

山手線・京浜東北線

田町駅西(三田)口 8分

地下鉄浅草線・三田線

三田駅 A9出口 1分

受 付 日
月 日

